

福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正（改定23）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、検討を行った結果以下の修正を行うこととした。

2. 主な修正内容

- ① 原子力事業所災害対策支援拠点（大熊拠点）の追加【1F,2F】
- ② 廃止措置計画認可に伴う見直し【2F】
- ③ 本社原子力防災組織の見直し【共通】
- ④ AL31の事業者解釈の見直し【2F】
- ⑤ SPDS（ERSS）伝送項目の見直し【1F,2F,KK】
- ⑥ その他、記載の適正化【1F,2F,KK】

3. 修正届提出予定日

2022年2月25日

4. その他

- ・組織改編等により、原子力事業者防災業務計画に修正の必要が発生した場合についても、再度協議のうえ修正を行う。

以 上